

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年9月11日掲載)

No.77	障害児施設の体系を示せ。				
解答	■入所施設:467か所(2万4527人), 通所施設:378か所(1万2335人)				
	区分	名称	根拠法令	性格	
身体障害児	肢体不自由	入所施設	肢体不自由児施設 62か所 2730人	児童福祉法第43条の3	肢体不自由の児童を治療し, 独立自活に必要な知識, 技能を与える。
		入所施設	肢体不自由児療護施設 6か所 237人	児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条)	病院に入所することを要しない肢体不自由のある児童であって, 家庭における療育が困難なものを入所させ, 治療および訓練を行う。
		通所施設	肢体不自由児通園施設 99か所 2608人	児童福祉法第43条の3 (最低基準第68条)	肢体不自由の児童を通所によって治療し, 独立自活に必要な知識技能を与える。
	視覚・聴覚・言語障害者	入所施設	盲児施設 10か所 137人	児童福祉法第43条の2	視覚障害児童を入所させ, 独立自活に必要な指導または援助を行う。
			ろうあ児施設 13か所 165人	児童福祉法第43条の2	聴覚・言語障害児童を入所させ, 独立自活に必要な指導または援助を行う。
		通所施設	難聴児通園施設 25か所 746人	児童福祉法第43条の2 (最低基準第60条)	強度の難聴の幼児を保護者のもとから通わせて, 必要な指導訓練を行う。
	重複(身・知)障害	入所施設	重症心身障害児施設 115か所 1万1215人	児童福祉法第43条の4	重度の知的, 重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ, 治療および養護を行う。
	知	入所施設	知的障害児施設	児童福祉法第42条	知的障害の児童を入所させ, 保護す

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

的 障 害 児	—	入所施設	254 か所 9808 人	条	るとともに独立自活に必要な知識技能を与える。
			自閉症児施設 7 か所 235 人	児童福祉法第42 条 (最低基準第 48 条)	自閉症を主たる症状とする児童を入所させ、独立自活に必要な知識技能を与える。
	—	通所施設	知的障害児通園 施設 254 か所 8981 人	児童福祉法第 43 条	知的障害の児童を日々保護者のもとから通わせて保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える。
※ 施設数および在所者数:2006年10月1日現在(「2006年度社会福祉施設等の調査の概況」)					
<参考>					
三 障 害	—	—	(事業) 児童デイサービス 1092 か所 3 万 2329 人	障害者自立支援 法第5条第7項	日常生活における基本的動作の指導, 集団生活への適応訓練等を行う事業である。

(注)「問題 43 障害児者」の法律上の定義規定を示せ。」を参照のこと。